

令和8年度「福島国際研究教育機構における臨床研究及び治験」委託事業に係る企画競争募集要項

令和8年5月25日
福島国際研究教育機構

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）からの委託研究は、本来、機構の中期計画を達成するために機構の研究者が行うべき研究開発を、機構が十分な研究体制を整備するまでの間、委託により他機関の研究者の力を借りて実施するものです。採択された研究テーマの実施にあたって、円滑な遂行と機構の方針に準拠した研究方向とするために、各研究開発分野の分野長等を中心として機構が必要に応じた助言や提案を行うことがあります。このことは、機構が研究資金配分機関ではなく、研究機関を目指す立場であることを明確にし、機構自身が研究マネジメントを行う組織であることを意味しています。従いまして、本委託費は従来の競争的研究資金とは異なるものであり、年度評価、機構の職員としての参画や知的財産の取扱い等について、特に留意していただく必要があります。

機構では、福島復興再生特別措置法第110条第1項第1号に基づく機構が実施すべき新産業創出等研究開発のうち、令和8年度における「福島国際研究教育機構における臨床研究及び治験」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

機構は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指します。そのため、PI (Principal Investigator: 研究代表者) を中核とした研究開発と研究インフラ整備の進展と相まって、創業支援・企業との共同研究などの産業化機能、連携大学院や若者世代向け人材育成機能を段階的に発揮していくこととしています。その中で、研究開発に関しては、外部委託等による研究実施から直接雇用・クロスアポイントによる研究開発への移行を順次進めていくこととしています。

こうした背景の下、本募集では、将来的に本事業が外部委託等による研究実施から直接雇用・クロスアポイントによる研究開発へ円滑に移行することを見据えるとともに、将来の機構専属のPI養成を重要な柱とすることとしております。このため、他の研究資金配分機関が行う募集と異なる点が多くありますので、留意してください。

なお、本事業の原資は厚生労働省から機構への補助金です。機構が作成する委託業務事務処理マニュアル

(https://www.f-rei.go.jp/assets/contents/consignment_processing_manual_07.pdf)
を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

また、本事業は、各年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方

針の変更等により、内容や予算規模、実施計画、概算払の時期等が変更されること、また、本事業が変更・中止・廃止されることがあり得ます。

1. 事業の目的

「放射線科学・創薬医療」分野では、放射性同位元素を用いた診断薬・治療薬（以下「放射性医薬品」という。）の基礎研究から臨床利用まで一貫した研究開発を推進し、ウェルビーイングの向上に貢献することを目指します。また、創薬医療研究では、放射性医薬品の基礎から臨床に至るまでの継続的かつ体系的な研究開発体制を構築し、その成果を社会実装へとつなげていきます。

本事業では、研究成果を薬事承認へ結びつけるため、短寿命放射性同位元素を用いた放射性医薬品について科学的妥当性及び倫理性を確保した質の高い臨床研究及び医師主導治験を実施します。

2. 事業内容

上記目的を踏まえ、以下の事業テーマについて、募集します。

なお、事業内容の詳細については、審査委員会を経たうえで、12(3)に記載のとおり、機構と受託者の間で協議の上、決定することとします。

(1) 事業テーマ：アスタチン-211 やアクチニウム-225 などのアルファ線放出核種を用いた放射性医薬品の臨床評価を実施する研究

アスタチン-211（以下「 ^{211}At 」という。）やアクチニウム-225（以下「 ^{225}Ac 」という。）等をはじめとするアルファ線放出核種を用いた放射性医薬品の研究を進める上では、臨床研究や治験の実施が極めて重要です。また、機構で製造する放射性核種を用いた放射性医薬品の創薬研究を推進するためには、機構の近隣において臨床研究や治験を実施できる環境の整備が不可欠です。特に ^{211}At のような短寿命アルファ線放出核種を用いた放射性医薬品については、その半減期から輸送に制約があるため、臨床研究や治験を機構の近隣で実施できる体制が必須となります。

以上の点を踏まえ、 ^{211}At 及び ^{225}Ac を用いた放射性医薬品の新薬候補について、臨床研究又は治験を実施してください。具体的には、臨床研究又は治験の実施に加え、その遂行に必要な体制構築を含む事前準備を行ってください。また、成果については、年度毎及び事業期間終了後に成果報告書を作成し提出してください。

令和8年度予算額：約1億9千万円を上限とします。

予算規模内での人件費・業務費については、審査時及び契約締結前に詳細を確認します。

なお、本事業を受託する研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下「国民との科学・技術対話」という。）に積極的に取り組むことが求められます。詳細は、「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日）を参照してください。

3. 事業テーマの実施期間

実施期間は、最長4年間とします。

4. 評価について

（1）年度評価

研究開発の進捗状況の確認と次なる展開についての意見交換を行うため、機構の分野長等によるサイトビジット（現地視察）を定期的を実施します。その内容も勘案して毎年度末までに事業評価を行い、その結果により次年度の実施を認めます。

年度評価の結果によっては計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。

（2）中間評価

2年目末を目安に、中間評価を実施します。

中間評価においては、福島復興・再生の進捗に応じた研究開発のニーズや科学技術の進展等を踏まえ、中間評価時点までの研究実施状況を総括して評価を行い、事業終了までの残り期間における研究開発の方針を決定します。中間評価の結果によっては、計画の大きな変更、事業内容の重点化、研究期間の延長、又はその後の事業の中止を行う場合があります。

（3）事後評価

事後評価は、事業終了後に実施します。

5. 機構の職員としての研究活動への参画について

機構から求めがある場合、本事業の研究開発のマネジメントを実施する研究代表者又はそれに準ずる者（受託者がコンソーシアム（9.に記載）形式の場合は機構との協議により選定された者）に、機構による審査等を経た上で、令和11年3月31日までに機構の研究職員となり（兼職・兼業による場合、クロスアポイントメント協定による場合、出向による場合等を含む）、機構の研究活動に参画していただきます。労働条件等の必要な事項については個別に調整いたします。

6. 知的財産等の取扱い

（1）研究成果に係る知的財産権の帰属等

研究開発を実施することにより取得した特許権や著作権等の知的財産権については、「産業技術力強化法」に規定する以下の要件（※1）を満たすことを前提に、原則受託者に帰属することとします。ただし、機構のミッション、本委託事業の趣旨を十分に理解し、機構の研究開発や産業化が円滑に進むように、機構へサブライセンス付き通常実施権を許諾すること等、当該知的財産権、研究開発データ及び成果有体物の取扱いの詳細については、採択された応募者との協議を経て取り決めることとします。

※1 要件概要

- i 研究成果が得られた場合には機構に報告すること。
- ii 公共の利益のために必要がある場合に、当該知的財産権を無償で機構に実施許諾すること。
- iii 当該知的財産権を相当期間利用していない場合に、機構の要請に基づいて第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- iv 当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、あらかじめ機構の承認を受けること。

なお、本事業の研究開発を実施することにより特許権や著作権等の知的財産権を取得した場合、及び技術移転した場合は、委託先で行われる広報活動において当該成果が機構の委託研究開発によるものである旨を明示してください。機構は当該知的財産権の取得及び技術移転を、機構による委託研究開発の成果であると対外的に説明します。

本事業の研究開発の成果による知的財産権を取得する際には、他の競争的研究資金制度などの研究費を用いて実施した研究開発による成果と明確に区別し、研究資金の目的外使用に関する疑義が生じることがないように留意してください。

(2) 成果の公表

本委託事業の実施により得られた情報、資料、データ、試料、生物資源等の研究成果について、論文、学会、プレスリリース、ウェブサイト、報道等を通じて公表を行う際は、内容、時期等について、必ず事前に機構事務局へご相談いただくものとします。

(3) 成果の利用

事業の成果を利用（研究成果を学術研究集会等において発表、研究の成果として生じた著作物及びその二次的著作物の公表等）できるのは、受託者及び再委託先に所属する職員であり、国内外に係わらず請負（※2）先は利用できません。

※2 請負とは、受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、請負契約により、他の事業者に外注するものです。

また、論文発表においては、Acknowledgment（謝辞）に機構の委託研究開発による成果である旨を記載してください。記載例は、次のとおりです。

・【英文】 This research was performed by the commissioned research fund provided by F-REI (JPFRxxxxxxxx)

・【和文】 本研究は、福島国際研究教育機構(F-REI)の委託研究費 (JPFRxxxxxxxx)により実施した。

「JPFRxxxxxxxx」の「xxxxxxxx」は、事業テーマごとに番号が付されるもので、契約後に機構よりお知らせします。

論文以外の学術研究集会等における発表、研究の成果として生じた著作物及びその二次的著作物の公表等においても、当該成果が機構の委託研究開発によるものである旨を明示してください。機構は当該成果を、機構による委託研究開発の成果であると対外的に説明します。

(4) 取得資産の取扱い

委託費により取得した資産の所有権は、取得した当該年度の「額の確定」後、機構へ移転となります。所有権を移転した後の資産は、善良なる管理者の注意をもって管理し、機構の指示に従って処分してください。次年度以降も継続して機構が実施する委託業務に使用を希望する場合は、別途、物品の無償貸付等手続きにより、機構の承認を得る必要があります。

本事業の原資は厚生労働省から機構への補助金であるため、取得した資産はいずれも補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める処分制限財産となります。そのため、資産の移転等を含め管理にあたっては、機構からの必要な手続きに協力いただくことになります。管理に際して不明な点が生じた場合には、機構まで問い合わせしてください。

7. 令和8年度委託契約期間（予定）

契約締結日～令和9年3月31日（水）

8. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次の条件を満たす法人とします。

なお、参画する研究機関等それぞれの業務分担関係が明確になっている、若しくは当該業務を当該研究機関等が担うに相当な理由がある場合には、コンソーシアム形式による応募も認めます。その場合は代表法人を決めていただくとともに、代表法人が応募書類（11（3）に記載）を提出してください。ただし、代表法人が業務の全てを他の法人

に再委託することはできません。また、「コンソーシアム形式による実施体制について」を作成し、提出してください。

- ① 日本に拠点を有していること。なお、以下の i ~ iv を全て満たすと認められる場合には、国外企業等（国外の企業、国外の大学又は国外の研究機関をいう。以下同じ。）との連携により実施することができるものとします。
 - i. プロジェクトの円滑かつ効率的な遂行において、当該国外企業等の参加が不可欠又は合理的であり、その参加により日本の経済活性化に貢献が期待できること。
 - ii. 意図しない技術漏洩・流出を起こさないように、適切な技術管理・知的財産管理の体制整備等がなされていること。
 - iii. 我が国の法令を遵守すること。
 - iv. 予算執行上の手続きに円滑に応じられること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員および研究開発能力等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 福島国際研究教育機構契約事務実施細則第 9 条（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び第 10 条の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 機構及び厚生労働省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 前年度に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦ 外国為替及び外国貿易法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を有していること。応募時点において遵守できる体制を有してしない者においては、事業終了までに「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備できること。

なお、採択に当たっては、既に「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を有している者においては、「安全保障貿易管理への対応状況（様式 5-4）」により確認することから、必要事項の記載及び必要書類を提出してください。また、事業終了までに当該体制を整備する者においては、採択に当たり、事業終了までに当該体制を整備する旨の誓約書（別添様式 1）を作成するとともに、「安全保障貿易管理への対応状況（様式 5-4）」への必要事項の記載及び必要書類を提出してください。

【参考】輸出者等遵守基準

業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）に対し、遵守が義務づけられている規程。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、1) 貨物等を確認する責任者を定めること、2) 法令遵守の指導を行うことについて、遵守が義

務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに
1) 代表者を責任者とする事、2) 輸出管理体制を定める事、3) 該非確認の
手続きを定める事、4) 用途と需要者の確認手続きを定めて、手続きに従って確
認を行う事、5) 出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等につ
いて、遵守が義務づけられています。

9. コンソーシアムについて

コンソーシアムとは、研究グループの中核機関が中心となって、次のような方法によ
り設立する契約単位としての研究グループを指します。

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研
究機関の同意を得る方法（規約方式）
- ② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が協定書
を交わす方法（協定書方式）
- ③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共
同研究契約を締結する方法（共同研究方式）

なお、コンソーシアムと機構との契約に相当の日数を要すもの（例えば、連名契約の
ようにコンソーシアムを構成する全ての機関及び機構の記名押印が必要な契約）でなけ
れば、上段3つの方法以外でもコンソーシアムの設立は可能です。ここで参照している
以外の実立方法を検討している場合は、機構に相談してください。

コンソーシアム形式で応募する場合は、以下の①、②の要件を満たすとともに、参画する
研究機関等それぞれの業務分担関係を明確にしてください。

- ① コンソーシアムを組織して共同研究を行うことについて、コンソーシアムに参
加する全ての機関が同意していること。
- ② コンソーシアムと機構が契約を締結するまでの間に、コンソーシアムとして、
実施予定の事業テーマに関する規約を策定すること（規約方式）、コンソーシア
ム参加機関が相互に実施予定の事業テーマに関する協定書を交わすこと（協定
書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。

なお、12(3)に記載の協議以外の事由により、当該コンソーシアムを構成する研究
機関等に重大な変更等があった場合には、契約締結を行わず、改めて委託先の選定を行
うことがあります。

10. 契約の要件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 採択について

事業テーマごとに複数件採択する場合があります。

(3) 令和8年度実施内容、事業契約金額

最終的な実施内容、契約金額については、機構と協議した上で決定します。

(4) 成果物の納入

成果報告書の電子媒体1部を機構に納入してください。

電子媒体を納入する際、機構が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。

(5) 委託費の支払時期

委託費の支払いは、原則として、額の確定後の精算払となります。ただし、本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、額の確定前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別に相談してください。

(6) 支払額の確定方法

委託業務終了後に提出いただく実績報告書（委託業務事務処理マニュアルに添付の様式）に基づき原則として現地調査を行い、審査に合格したものについて支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に委託契約期間に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。詳細については、委託業務事務処理マニュアルを参照してください。

(7) 留意事項

採択された事業テーマについては、機構と研究代表者の所属する機関（受託者）との間において（コンソーシアムにより事業テーマを実施する場合は、コンソーシアムの代表法人と機構との間において）、予算の成立を前提として国の会計年度独立の原則に従い、単年度ごとに委託契約を締結することになります。

4に記載のとおり、事業の進捗状況等を踏まえ、機構が評価、助言を適宜行います。これに伴い、年度途中でも研究計画の見直しを指示し、契約変更を行うことがあります。

また、4（1）に記載のサイトビジットも含め、機構が事業の進捗状況等を確認し、適宜評価、助言を行うために、機構との打合せを定期的を実施します。そのうち、半期に一度程度は機構本部（福島県浪江町）での実施を予定しています。

11. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年5月25日（月）

締切日：令和8年6月26日（金）17時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、「16. 問い合わせ先」に記載の問い合わせ先宛てに、連絡先（機関名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和8年6月2日（火）17時までにメールで登録してください。登録の際は、件名（題名）を必ず「【説明会】F-REI の委託研究について（令和8年度福島国際研究教育機構における臨床研究及び治験）」としてください。なお、説明会の開催にあたっては、事前にオンラインの接続テストを実施する場合があります。

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有いたしますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

説明会日時：令和8年6月4日（木）13時00分

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）の方法により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 事業概要（様式2）
- ・ 研究全体像を示す概念図（様式3）
- ・ 事業内容（様式4）
- ・ 実施体制とスケジュール（様式5）
説明タブを参照のうえ、全ての様式について記載すること。
- ・ 令和8年度経費（様式6）
- ・ 年次計画（線表）（様式7）
- ・ 安全保障貿易管理の体制を整備することの誓約書（様式5に記載のうえ、必要に応じて別添様式1を提出）
- ・ 情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添様式2）
- ・ コンソーシアム形式による実施体制について（別添様式3・コンソーシアム形式による応募の場合に限る。）
- ・ 法人の概要等が確認できる資料（パンフレット等）（コンソーシアム形式による応募の場合は、代表法人及び全ての共同研究機関のもの）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し（コンソーシアム形式による応募の場合は、代表法人は必須）
- ・ 直近の財務諸表（3年分）（コンソーシアム形式による申請の場合は、代表

法人及び全ての共同研究機関が対象)

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。ただし、研究全体像を示す概念図(様式3)については採択後に調整の上、公表します。なお、応募書類は返却しません。

- ② 応募書類の作成費は経費に含まれません。
- ③ 採択後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ④ 資料に不備がある場合及び資料の枚数制限を超過した場合は超過した部分については、審査対象となりませんので、留意してください。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより「16. 問い合わせ先」に記載のE-mailアドレスに提出してください。

なお、提出の際は、件名(題名)を必ず「【応募書類提出】F-REIの委託研究について(令和8年度福島国際研究教育機構における臨床研究及び治験)」としてください。

応募書類の容量が20MBを超える場合は、機構より大容量ファイル転送サービス(PrimeDrive)のアップロードリンクをメールによりお送りします。メールの件名(題名)を「【大容量送付希望】F-REIの委託研究について(令和8年度福島国際研究教育機構における臨床研究及び治験)」とし、アップロードリンクの送付を希望する旨をメールに記載してください。

メールを機構で受信してから3営業日(土、日曜日、祝日を除く。)以内に受信した旨のメールをお送りします。メール送信後、3営業日以内に受信した旨のメールが機構より送信されない場合には、「16. 問い合わせ先」に記載の電話番号へその旨を電話で問い合わせしてください。

12. 審査・採択について

(1) 審査方法

審査委員会において書面審査を実施するとともに、ヒアリング審査を実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を実施します。

- ① 「10. 契約の要件」に記載の応募資格を満たしているか。
- ② 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ④ 提案内容が、「1. 事業の目的」に合致しているか。

- ⑤ 福島の復興及び再生の推進に資する提案となっているか。また、福島国際研究教育機構基本構想、福島国際研究教育機構基本計画、中期計画等を踏まえた提案となっているか。
- ⑥ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 将来の機構専属のPIの養成について考えられているか。
- ⑨ 産業化へのロードマップが考えられているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑪ ダイバーシティの確保に向けた取組が推進されているか。
- ⑫ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑬ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託(委託業務の全て又は一部を他の事業者へ委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)を行っていないか。
- ⑭ 計上されている再委託費のうち、各研究内容項目の全てを他の事業者へ委託するために必要な経費について、事業費総額に占める割合が30%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか(「再委託費率が30%を超える理由書」を作成し提出すること)。
30%を超えるかの判断基準について、コンソーシアム形式の場合、各共同研究機関が担う各業務内容の全てを、各共同研究機関から更に、他の事業者へ再委託するために必要な経費とします。
- ⑮ コンソーシアム形式による応募の場合は、参画する研究機関等それぞれの業務分担関係が明確になっているか、当該業務を当該研究機関等が担うに相当な理由があるか(「コンソーシアム形式による実施体制について」を作成し提出すること)。

(3) 提案課題の採否及びその通知について

審査委員会での審査を経たうえで、応募者に対し、提案課題の採否等について通知します。また、本通知の際に、採択に当たって見直しが必要とされた事項等をお知らせします。見直しが必要とされた事項等については、機構と協議を実施し、その結果を踏まえて実施計画等の修正を行っていただきます。修正を行っていただけない場合は委託契約を行いませんので留意してください。

13. 契約について

上記12(3)を踏まえ協議を行い合意した応募者について、機構との間で委託契約

を締結することになります（コンソーシアム形式による応募の場合は、機構とコンソーシアムの代表法人との間で委託契約を締結することになります。詳細はコンソーシアム形式の契約手続きについて（https://www.f-rei.go.jp/assets/contents/contract_with_consotium.pdf）を参照してください。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ了承してください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので了承してください。

契約条項は、原則的には以下の内容となります。

https://www.f-rei.go.jp/assets/contents/consignment_contract.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、機構が作成する委託業務事務処理マニュアルに従って処理してください。

https://www.f-rei.go.jp/assets/contents/consignment_processing_manual_07.pdf

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

1 4. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上のもの）の購入、製造に必要な経費
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費等
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、耐用年数1年未満又は取得価格50万円未満で、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費

印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費（原則として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすものであること。）
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）。
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託費	事業内容の全て又は一部を他の事業者者に再委託するために必要な経費。 ただし、事業を円滑かつ効率的に進めるための雑役務等については、再委託費に含まない（例えば、単純なデータの入力や英文校閲、一般的に他の事業者者に請け負わせるような採取または作成した試料の分析等）。 コンソーシアム形式の場合は、各共同研究機関が担う各業務内容の全て又は一部をコンソーシアム又は各共同研究機関から更に、他の事業者者に再委託するために必要な経費。
Ⅳ. 消費税相当額	委託業務全体にかかる消費税額（10%）のうち消費税を他へ支払っていないこととなる、計上した直接経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引等に係る経費の10%（軽減税率対象の場合は2%）を乗じた額。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた経費。原則として、直接経費（Ⅰ及びⅡ）及びⅣの合計の10%若しくは直近の財務諸

	表等から算出した率のいずれか低い方とするが、業務の特殊性により、個別に配慮が必要な場合は、個別に相談してください。
--	---

なお、上記の各項目に「国民との科学・技術対話」の遂行に直接必要な経費を含めることができます。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

15. その他

(1) 機構の広報、事業説明等に用いるため、事業実施中の研究に関する写真や図などを機構が受託者に提供を求めた場合、受託者は対外的に公表可能な写真や図などを機構に提供してください。なお、当該写真や図などの著作権等については、機構等が非営利目的のため自由かつ円滑に使えるよう、使用の都度の受託者への確認は不要とする、著作者人格権を行使しないなどの必要な措置を講じていただく場合があります。

(2) その他、応募に当たっての留意事項は以下のとおりとなります。

I. 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ策定）を踏まえ、厚生労働省所管、他政府所管の全ての研究資金について、不合理な重複注1及び過度の集中注2が認められた場合は、不採択になることがあります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分になることがあります。

注1 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

- ・ その他これらに準ずる場合

注2 「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されていると認められる場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

II. 研究活動の不正行為への対応

① 研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成27年1月16日厚生労働省策定）（以下「不正行為ガイドライン」という。）に準じて、本事業の委託先は研究機関として必要な措置を講じていただきます。

研究機関における研究体制の整備については、不正行為ガイドラインに基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の契約手続きに当たって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育^{注1}の実施状況について確認^{注2}をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間評価等の際に確認を実施します。

注1 応募者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、厚生労働省が作成した「厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」^{※3}、日本学術振興会（JSPS）の研究倫理教育教材^{※4}や一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の研究倫理教育eラーニング^{※5}を参照することもできます。

※3 厚生労働省のホームページに掲載

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071398.html>

※4 日本学術振興会（JSPS）のホームページに掲載

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

※5 一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のホームページに掲載

<https://edu.aprin.or.jp/>

注2 応募された提案の採択時に研究機関における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認いたします。その時点までに研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

② 不正行為があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正行為があると認められた場合の措置

本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ・ 不正行為の重大性を考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・ 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者（論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ・ 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ・ 機構の所管省庁等に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があったと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他の機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
- ・ 機構は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 政府所管の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

政府所管の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、機構の事業においても、資金配分の停止、応募の不採択及び応募制限について、同様に取り扱います。

③ 過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置

過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。）は、不正行為ガイドラインに基づき、本事業への参加が制限される場合があります。

Ⅲ. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

① 研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）を踏まえて策定された各府省の指針（以下「不正使用指針」という。）に準じて、本事業の委託先は研究機関として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

研究機関における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求めることがありますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他の政府所管の機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代えることができます。この他に、研究機関における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、実地検査を行うことがあります。

また、研究機関において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、不正使用等に当たる行為や研究機関の不正対策に関する方針等の教育（コンプライアンス教育）を実施することが必要です。

② 研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正使用等があると認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ・ 不正使用等の重大性を考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・ 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～10年間）
- ・ 偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間）
- ・ 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～2年間）
- ・ 他府省等を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正な使用を

行った研究者及びそれに共謀した研究者、不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者、及び不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

- ・ 機構は、不正使用等に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正の内容、研究機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正使用等が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正使用等を行ったと認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、機構の事業においても同様に、本事業を含む機構所管の全ての研究資金への応募申請を制限します。

③ 過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置

過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者（当該不正使用等を共謀した研究者及び善管注意義務に違反した研究者を含む。）は、不正使用指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

(参考)

機構所管の研究資金に係る研究費の不正使用等に関する告発・相談受付窓口

福島国際研究教育機構 総務課 〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1 TEL 0240-41-9970 E-mail madoguchi.h5x@f-rei.go.jp

研究の不正行為に関するに関する告発・相談受付窓口

福島国際研究教育機構 研究開発企画課 〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1 TEL 0240-41-9967 E-mail frei-kenkyukikumado@f-rei.go.jp

IV. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出管理（※6）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※6 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型（※7）に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技術の提供が含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を輸出（提供）仕様とする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※7 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※8）。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※8 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも参考にしてください。
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

IV researchmap への登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は e-R a d や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録に協力をお願いします。

16. 問い合わせ先

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1
福島国際研究教育機構 研究開発推進第二課
担当： 内島、鈴木、渡辺、田中
E-mail：F-REI_pa_MUR@f-rei.go.jp

必ず電子メールで問い合わせしてください。電話での問い合わせは受付できません。

問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】F-REIの委託研究について（令和8年度福島国際研究教育機構における臨床研究及び治験）」としてください。他の件名では回答できない場合があります。

ただし、応募書類の受領をお知らせするメールが3営業日以内に届かない場合に限っては、TEL（電話番号）：0240 - 41 - 9984 に問い合わせしてください。

以 上